

「教育改革の論点」

徳田光治

はじめに

関私教協（関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会）は、加盟私立大学における多様な教員養成を保証するために、その在り方や運営についての課題を取り上げて、8つの部会に分かれて研究を推進している。

加盟165校を8地区に分け、それぞれの地区から幹事校を輪番で選出し、総会・研究会・懇談会・研究部の運営を担っている。また、東私教協（東京地区教職課程研究連絡協議会・・・国立大学8校、私立大学68校）や全私教協（一般社団法人 全国私立大学教職課程研究連絡協議会・・・8地区、正会員392校、準会員12校）との連携を図り、教職課程を持つ私立大学の現状と問題点の解決に向けて研究を続けている。

成城大学は今年度からの2年間、東京Bグループ（24校）の輪番により幹事校を担当することになった。筆者は今まで総会や研究会等には気楽な部外者として参加はしていたが、実務的な内容には熱心では無かった。今年度は幹事校として会議に参加させて頂き、自分の勉強不足を痛感した。これを機会に、教員養成に関しての諸法令を調べ直し、特に中教審の答申等について整理して今後の問題点を整理してみたい。

1. 関私教協（関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会）

（1）目的

本会は、関東地区私立大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換、連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする（会則第2条）。

加盟 165 校を「東京 A グループ」として 24 校（幹事校：こども教育宝仙大学、女子美術大学、杉野服飾大学）、「東京 B グループ」として 24 校（幹事校：成城大学、東京未来大学）、「東京 C グループ」として 25 校（幹事校：日本女子大学、法政大学、明星大学）、「神奈川・山梨地区」として 22 校（幹事校：相模女子大学）、「千葉・茨城地区」として 25 校（幹事校：川村学園女子大学）、北部地区として 26 校（幹事校：日本工業大学）、短期大学として 8 校（幹事校：川口短期大学）があり、その他「別キャンパス校」として 11 校があるが、実務的には本校に所属している。

会長・事務局校として 2006 年～2009 年までは「玉川大学」、2010 年～2011 年までは「帝京大学」、2012 年～2013 年までは「帝京平成大学」、2014 年～2016 年までは「創価大学」にお世話になっており、来年度からは「北里大学」をお願いをしている。

第 1 表 2016 年度 関私教協 役員大学

役員区分・地域	大学名	担当者	任期	
会長	創価大学	馬場 善久	2014年～2016年	
事務局長		鈴木 将史		
事務局次長	日本工業大学	小山 将史	2016年～2017年	
東京地区	A	女子美術大学	鈴木 淳子	2015年～2016年
		こども教育宝仙大学	斎藤 多江子	2016年～2017年
		杉野服飾大学	白井 勝美、手島 陽介	2016年～2017年
	B	東京未来大学	所澤 潤	2015年～2016年
		成城大学	徳田 光治	2016年～2017年
	C	日本女子大学	坂田 仰	2015年～2016年
		法政大学	左巻 建男	2016年～2017年
		明星大学	富樫 伸、篠山浩文、村岡 慈歩	2016年～2017年
	千葉・茨城地区	川村学園女子大学	田中 孝一	2016年～2017年
神奈川・山梨地区	相模女子大学	山崎 鎮親	2015年～2016年	
北部地区	日本工業大学	小山 将史、五十嵐 寧	2016年～2017年	
短期大学	川口短期大学	長沼 秀明、小川 房子	2016年～2017年	
研究部長	東京未来大学	所澤 潤		
広報部長	日本女子大学	坂田 仰		
会計監査	東京成徳短期大学	福山 多江「子		
	東京理科大学	大島 真夫		

(2) 研究部会

関私教協に加盟している各校の代表者は、各自の関心のあるテーマに沿って研究会に参加をして、情報交換や問題点を共有している。今年度は以下の8部会が設置されている。

第1部会「教育実習部会」～世話人 所澤（東京未来大学）、小山（日本工業大学）

第2部会「教職課程組織運営部会」～世話人 山崎（相模女子大学）

第3部会「教職カリキュラム部会」～世話人 坂田（日本女子大学）

第4部会「短期大学部会」～世話人 長沼（川口短期大学）、斎藤（こども教育宝仙大学）

第5部会「教員採用部会」～世話人 鈴木（女子美術大学）、白井（杉野服飾大学）

第6部会「教育実習のハラスメント防止部会」～富樫（明星大学）、田中（川村学園女子大学）

第7部会「理数系教員養成部会」～世話人 左巻（法政大学）

第8部会「教員養成制度部会」～世話人 徳田（成城大学）

(3) 「第8部会」

第8部会は「教員養成制度」をテーマにし、「教員の養成・採用・研修の改善についての論点整理」、「小中一貫校」、「12.12 答申」についての議論を重ねた。

今年度は、安井会長（獨協大）を中心にして会員20名で、文部科学省による教育改革の答申内容を精査し、各校の情報を共有して問題点を整理する事を目標にしている。特に2015年12月21日の中教審答申に対する各校の対応と意見交換を今年度の研究テーマとし、その他、「新学習指導要領」の精査と問題点の整理が必要である。

2. 中央教育審議会

(1) 中教審（中央教育審議会）

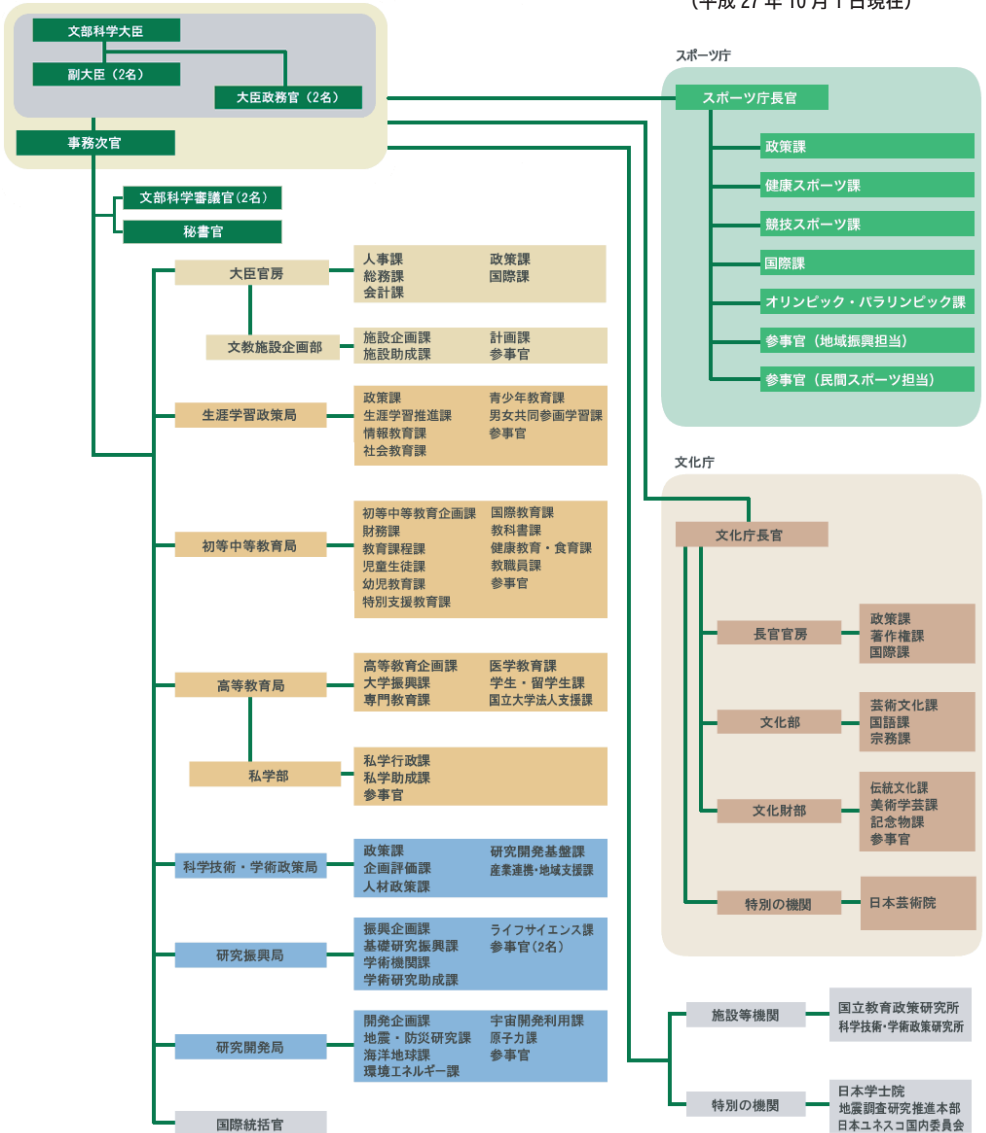
文部科学省には文部科学大臣の諮問機関としていくつかの審議機関が設置されているが、その1つである「中央教育審議会（中教審）」は、文部科学省の教育政策や教育行政の内容を策定する。30人以内の委員（大学の学長や私立学校の理事長、ジャーナリストや民間企業の経営者、NPO 法人代表等）や臨時委員や専門委員から構成され、委員は学識経験のある者の内から、文部科学大臣が任命して任期は2年である。

中教審の答申は文部科学大臣に手渡され、文部科学省によってその教育政策の実施に向けて法改正の手続きを行い、その法律に基づいて予算が生まれ、今後の教育政策や教育行政の内容を策定する大きな役割を果たしている。

中教審には以下の分科会が置かれている。

- 1： 教育制度分科会・・・教育改革と地方教育行政に関する重要事項の調査審議。
- 2： 生涯学習分科会・・・生涯学習に係わる機会の整備、社会教育の振興、視聴覚教育等に関する重要事項の調査審議。
- 3： 初等中等教育分科会・・・初等中等教育の振興と基準、教員の養成と資質向上に関する重要事項の調査審議。
- 4： 大学分科会・・・大学と高等専門学校の振興に関する重要事項の調査審議。
- 5： スポーツ・青少年分科会・・・学校給食、学校安全、学校保健、青少年の健全育成、スポーツ振興等に関する重要事項の調査審議。

第2表 文部科学省の組織図
(平成27年10月1日現在)



文部科学省定員2,118人
本省定員1,764人
スポーツ庁定員 121人
文化庁定員 233人
平成27年10月1日

第3表 第8期中央教育審議会委員

			平成27年2月15日発令
会長	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長	
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授	
副会長	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長	
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授	
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事	
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長	
	小原 芳明	玉川大学長	
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会委員	
	亀山 郁夫	名古屋外国語大学長	
	菊川 律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）	
	五神 真	東京大学総長	
	小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	
	櫻井よしこ	公益財団法人国家基本問題研究所理事長	
	志賀 俊之	日産自動車株式会社代表取締役副会長	
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト	
	竹宮 恵子	京都精華大学学長、漫画家	
	田中 庸恵	千葉県市川市教育委員会教育長	
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授	
	永田 恭介	筑波大学長	
	中根 滋	学校法人東京理科大学理事長	
	成田真由美	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事	
	羽入佐和子	お茶の水女子大学前学長、国立研究開発法人理化学研究所理事	
	林 文子	横浜市長	
	坂東真理子	昭和女子大学学長	
	日比谷潤子	国際基督教大学学長	
	福田 純子	練馬区立光が丘春の風小学校校長	
	牧野 正幸	株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者	
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長	
	山田 啓二	京都府知事	
	米田 進	秋田県教育委員会教育長	
			役職は平成28年4月1日現在 (50音順、敬称略)

(2) 過去の主な「答申」と教育問題（「 」は答申）

< 2002 年 >

「今後の教員免許制度の在り方について」

10 年経験者研修

< 2005 年 >

「新しい時代の義務教育を創造する」

< 2006 年 >

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」

更新制の導入～2009 年より実施

教職大学院の創設～2008 年より実施

教職実践演習の創設～2010 年より実施

< 2007 年 >

「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」

学校教育法・地方教育行政法・教育職員免許法の改正

< 2008 年 >

「教育振興基本計画について」

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

< 2009 年 >

OECD 生徒の国際的な学習到達度に関する調査結果の発表

< 2010 年 >

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について

子ども手当支給開始

公立高校無償化

< 2011 年 >

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

滋賀県大津市で中学生がイジメのために自殺

2013 年に「いじめ防止対策推進法」が制定

小学 1・2 年生が 35 人学級へ

< 2012 年 >

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

教員免許の修士レベル化

学び続ける教員像

「学校安全の推進に関する計画の策定について」

< 2013 年 >

「今後の青少年の体験活動の推進について」

教育再生実行会議の開始

第 2 期教育振興基本計画

大阪市立桜宮高校で体罰を苦に生徒自殺

< 2014 年 >

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」

「子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」

道徳に係わる教育課程の改善等について

子どもの貧困対策に関する大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

< 2015 年 >

「12.21 答申」

- ① 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築にむけて～」
- ② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ③ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

岩手県で中 2 男子がいじめを苦に自殺

組み体操・部活動指導問題が提起

< 2016 年 >

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

性同一性障害や性的指向・性自認に係わる、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

組体操等による事故の防止について

教科書採択における公正確保の徹底について

選挙権年齢を 18 歳以下に

3. 12.21 答申

(1) 教育改革の本丸

2015 年 12 月 21 日に文部科学省中教審の第 104 回総会が開かれ、北山禎会長から当時の馳浩文科相に答申が出された。答申は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」の 3 件である。

馳文科相は「教育改革の中でも本丸と言える答申で、文科相として必要な制度改革などに速やかに取り組んでいきたい」とコメントし、教員が若手からベテランまで段階的に学び続けるキャリアシステムなどが盛り込めてある。

(2) 中教審第 184 号

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

学び続ける教員として、教科教育的な知識を超えて統合された創造的な思考能力、批判的な思考能力、コミュニケーション能力、協働して問題の解決に当たる能力の育成が大切である。養成と採用、初任者研修を含めた研修と、そして法律

に基づく免許更新の時の講習等を充実させる必要がある。その提言に対する具体的な活動としては、

- 1) 校内研修の推進・・・チーム研修等
- 2) アクティブ・ラーニング・・・授業改善等
- 3) 新たな課題・・・英語、道徳、ICT、特別支援教育等
- 4) 初任研修・・・初任段階の教員との接続等
- 5) 十年研修・・・実施期間の弾力化等
- 6) 教員採用試験・・・共同作成等
- 7) 学校インターンシップ・・・教職課程への位置づけ等
- 8) 教職課程に係わる質保証・・・組織、評価の見直し等
- 9) 「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合・・・科目区分のくくり等
- 10) 教育委員会と大学との協働・・・教員育成指標等

(3) 中教審第 185 号

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

学校において子どもが成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりする事で、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められる。そのための具体的な活動としては、

- 1) 教職員の指導体制の充実・・・定数の拡充等
- 2) 教員以外の専門スタッフの参画・・・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等
- 3) 地域の連携体制の整備・・・地域連携担当教職員等
- 4) 管理職の適材確保・・・教職大学院等
- 5) 主幹教諭制度の充実・・・研修プログラム等
- 6) 事務体制の強化・・・職務規定の見直し等

- 7) 人材育成の推進・・・任用、給与等
- 8) 業務環境の改善・・・メンタルヘルス対策等
- 9) 教育委員会等による学校への支援の充実・・・問題解決支援チーム等

(4) 中教審第 186 号

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けて学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘され、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校作り、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働して行く必要がある。そのためには、

- 1) コミュニティ・スクールの拡大と充実・・・学校運営協議会等
- 2) 地域の教育力の充実地域における学校との協働体制・・・コーディネーターの配置等
- 3) 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える・・・ネットワークの形成等
- 4) 今後の地域における学校との協働体制・・・地域学校協働本部等

4. 新学習指導要領

(1) 新学習指導要領

「何を学ぶのか」が中心であった指導要領の性格を大きく変え、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるか」の視点を追加し、「学びの地図」を目指すとした。方策の一つとして、教員が一方的に教えるのではなく、児童生徒が主体的・能動的に授業に参加する「アクティブ・ラーニング」を全教科で導入する。

「社会に開かれた教育課程」の実現のために、各学校における「カリキュラム・

マネジメント」を設定し、「教科横断的な視点」・「PDCA サイクルの確立」(Plan・Do・Check・Action)・「学校、家庭、地域との連帯・協働」の充実を目指す。

全面実施は小学校が2020年度、中学校は2021年度、高等学校は2022年度とし、教師が一方的に教えるのではなく、児童生徒達が主役となって議論し調べたりして協力しながら考えて学ぶ。さまざまな見方や発想と触れ合い、参加意識が高まり個性を認め合い成長が期待される。

しかし、新指導要領には、アベノミクスの「3本目の矢」である成長戦略の強引さと焦燥感が感じられる。主役はあくまで児童生徒であるが、それには教師の過重労働を改善し、授業準備や教材作りのための在り方も見直さなければならぬ。まずは、教師がゆとりを持てる仕組みが必要である。

(2) アクティブ・ラーニング

中教審は「主体的・対話的で深い学び」と表現し、教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称である。学修者が能動的に学修することによって、認知的・倫理的・社会的な能力・教養・知識・経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

グループ学習や発表、地域の課題を調べて解決する学習が代表であるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効である。しかし、話し合いや発表だけがアクティブ・ラーニングではなく、学び手が能動的に授業に参加していることが大切で、活動的になることが目的ではなく、黙って考えて自分の意見をまとめることも「アクティブ・ラーニング」である。

教員が年間授業計画に基づいて、児童生徒に身につけてもらい力を明確にし、「教員が何をどう教えるか」から「生徒が何をどう学ぶか」へと大きく取り組み方を転換することが重要である。

(3) 国語

小学校では2010年に常用漢字に加わった都道府県名に用いる漢字(鹿・岡・栃・阜・阪・媛・熊・梨・茨・埼・奈)を全て学習し、常用漢字であったが学んでいなかった20字(井など)を追加し、漢字は6年間で計1026字を学ぶ。

高校では「話す・聞く・書く」の学習強化を目指し、現行の「国語総合」を「現代の国語」と「言語文化」の二科目の必修科目とし、「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」、「古典探求」の選択科目となり細分化された。

(4) 社会

小学校では、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直す。また、グローバル化への対応のために、地図帳の配布を四年生から三年生へと前倒しにする。

中学校では、地理的分野の防災・安全教育の中で、空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させる。公民的分野では選挙権年齢の引き下げに伴い、政治参加の扱いを充実させる。

「防災教育」は社会科だけでなく、他教科との合科（理科・技術家庭科・情報科等）や総合的な学習の時間を活用したカリキュラムの開発が必要で、自治体・学校・家庭・地域が一体となった推進が期待されている。そのためには、教員のより一層の学びが必要で、福島大学人間発達文化学類の「災害復興支援学」や宮城県総合教育センターの「防災教育」の実践例を参考にしたい。

また、文科相は今国会に「教育職員免許法改正案」を提出し、教員の養成や研修などの制度改革を目指している。宮城県大川小学校の悲劇を繰り返さないようにするために、国は教員が災害時に的確な対応を取れるようにと、2019年度をめどに、大学の教職課程の必修科目の中に「学校安全への対応」を盛り込む方針である。避難訓練マニュアルや防災訓練だけで片付けられることでは無く、大学での科目編成に係わる大きな課題であるために今後の動きに注目したい。

(5) 地理歴史

高校の現行学習指導要領では世界史が必修で、日本史と地理は選択科目となっている。新学習指導要領では日本史と世界史を関連づけて、近現代史を中心に学ぶ新科目「歴史総合」と、世界の生活や文化・防災対策・環境問題を学ぶ「地理総合」を新設する。選択科目として「地理探求」・「日本史探究」・「世界史探究」を置く。

歴史を資料に基づいて考察する「歴史の学び方」や、地理では地域課題を解決するための調査など「課題解決型学習」の実践が必要である。

(6) 公民

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公選法が成立し、主権者教育の重要性が増しているために「公共」を新設して必修とする。授業例として模擬選挙や模擬裁判、消費者センターなどの外部機関や人材との連携（インターンシップやキャリア教育）も重視する。

現行で選択必修科目の「現代社会」を廃止し、選択科目は「倫理」・「政治、経済」の二科目になるが、まだ内容については検討中である。

文科相と総務省が、高校生向けの副教材と教師用の指導資料を作成した。模擬選挙や討論など実践的な取り組みを促す一方、教員に対しては「政治的中立」を強く求めている。全編約百ページで「中立」という語句が50回も登場し、「政治的中立の確保等に関する留意点」については20ページ以上を割いている。教育に中立を求めるのは当然としても、あまりにも規制を強めれば現場は対応に苦慮し、萎縮してしまわないか。また、高校生が主体的に政治に参加するための主権者教育と乖離してしまう恐れがある。

(7) 算数・理科・数学

OECD（経済協力開発機構）の調査では、日本の生徒の理数系学力は世界でもトップレベルにある。しかし、「理数系の学習は社会に出て役立つ」と考える生徒の割合は、他国に比べて低く課題とされている。そのために文科省は「自主性・主体性のある活動が必要」として、理数教育を重点的に行う「スーパーサイエンスハイスクール」の設置に取り組み（2002年度）、2016年度は全国で200校が指定を受けている。SSHでは学習指導要領に頼らない独自のカリキュラムを開発し、大学や研究機関等と連携し、生徒が大学で授業を受講、大学の教員や研究者が学校で授業を行う等、生徒の探究心や研究意欲を高める高大連携が行われている。

小学校の算数では、必要なデータを集めて分析し、課題を解決したり意志決定したりする力を育成するために、統計的な内容の改善を進める。理科では「理科

嫌い」の傾向があるために、観察や実験中心の探求活動を通じて、課題を解決したり新たな課題を発見したりする経験を増やす。

また、教科の新設ではないが、自分の意図を実現させるための筋道を論理的に考える「プログラミング的思考」を、算数や理科などの教科の授業に取り入れる。プログラミング言語や入力手順を覚えるのが目的では無いが、総合的な学習の時間などでプログラミングも体験するとしており、学校よりも家庭で一人歩き（塾通い等）が始まっている。

必修科目は「数学Ⅰ」のままであるが、従来の数学と理科の枠を超え、双方の知識や技能を総合的に活用する選択科目の「理科探究」が設置されるに伴い、「数学活用」と「理科課題研究」は廃止される。

（8）外国語

小学校は週一コマ（45分）の外国語活動を3、4年で実施し、「聞く・話す」を中心に取り組む。5、6年は外国語活動を週二コマの英語を教科化として、「読む・書く」も加えたコミュニケーション能力の基礎を養う。そのために、3～6年で週1コマ増えるために、10～15分の短時間学習の組み込みや60分授業、土曜日の活用など、各校の実情に応じた時間割編成が考えられる。

「アジアトップクラスの英語力」を目標とする国策としての英語教育の早期化・教科化には、到達目標の明確化と慎重な評価設定基準が必要である。小学校教諭の多くは中学校の英語の免許を持っていないので、英語を教え、評価できる教師をいかに確保するかが課題である。また、自治体によっては幼稚園や一年生へと英語カリキュラムを前倒ししているのが実情である。

中学校では、身近な話題でコミュニケーション出来る能力を付けるのが目標で、授業は原則として英語で行い、現行で1200語程度の指導する単語数を、1600～1800語程度に増やす。また、「読む・聞く・書く・話す」の4技能を測るために、3年生を対象に、2019年から3年に1回程度、全国的な学力テストで指導改善に努める。

2016年度の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果を見ると、自治体の差が縮まり底上げが図られたが、教員の授業改善のためのテストが、現場

では管理・統制の強化に感じ、「学力向上対策」が「学力テスト対策」にならないようにする必要がある。

高校では、現行で指導する単語数を 1800 語程度としているが、1800 語～2500 語程度に増やし、発信力を強化して科目を再編する。2020 年度からの実施を目指す「大学入学希望者学力評価テスト」（大学入試センター試験に代わる新しい共通テスト）は、取りあえず国語と数学の二教科で実施される。英語は評価テストの運営主体が基準を示し、民間団体が作問、実施、採点をする体制を検討しており、「思考力、判断力、表現力」が試されるであろう。

全国の公立中学・高校の英語教師のうち、「英語教員に求められる英語力」の水準として英検準 1 級程度（大学中級程度の英語力で、英語圏の人と緊張せずに流暢にやりとりできるレベル）などを設定しているが、高校教師で 6 割・中学教師で 3 割程度にとどまっている。

また、生徒の成績についても「高校三年生は英検準 2 級程度、中学三年生は英検 3 級程度」との水準を設けて、50%の生徒が満たすことを目標としているが、2015 年度の調査では、中高共に 10 数ポイントずつ下回った。そして、教師の英語力と生徒の成績は必ずしも結びついてはいないのが実情である。言葉は人間同士の心のキャッチボールであり、生徒と教師の信頼関係を築く教育環境の整備（少人数制、AT の導入・ICT の導入等）が先決であろう。

（9）特別支援教育

特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍しながら必要に応じて別室指導を受ける「通級指導」の児童生徒全員を対象に、小中高校で一貫した支援をするための「個別の支援計画」と、具体的な指導目標や指導内容などを盛り込む「個別の指計画」を作成する。

国語で文章を目で追いながら音読するのが難しい場合は、読む部分だけが見える道具を活用するなど、障害に応じた指導上の工夫を、初めて全ての教科別に示した。

2007 年から特別支援教育が学校教育法に位置づけられてから、養護学校が特別支援学校に一本化され、小中の特殊学校も特別支援学級になった。しかし、十

分な専門性を持たない教員が特別支援教育を任せられ、支援を必要とする児童・生徒が増加しているため、大学での支援学校の免許を習得できる認定講習をただでは養成が追いついていない。個々の障害や程度に応じたきめ細かな指導や、支援学校での作業体験による支援指導も必要である。

第4表 学習指導要領改定の主な内容

幼稚園		育って欲しい姿を10項目で整理 ----- 小学校に引き継ぐ
小学校	国語	都道府県名に用いる漢字全てを含む、計1026字を学ぶ
	外国語(英語)	外国語活動は3, 4年に前倒し ----- 5, 6年では教科化する
	プロミラミング教育	プロミラミング的思考を各教科の授業などで育む
中学校	外国語(英語)	授業は英語で行うのが基本 ----- 単語数を1600~1800語程度に増やす
高校	国語	「話す・聞く・書く」を強化する ----- 必修は「現代の国語」・「言語文化」の二科目
	地理歴史	「地理総合」・「歴史総合」を新設し必修化 ----- 探求の選択科目を置く
	公民	「公共」を必修科目として、主権者教育や社会保障を学ぶ
	数学	複素数平面などを学ぶ「数学C」が復活 ----- 必修科目は「数学Ⅰ」のまま
	外国語(英語)	発信力を強化した科目を再編 ----- 単語数を1800~2500語程度に増やす
	情報	新設の「情報Ⅰ」を必修とし、プロミラミングを学ぶ
	総合的な探求の時間	探求する力の育成を重視し、全国共通の指導計画を作成
特別支援教育		「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成

5. その他の課題

(1) 課程認定

戦後の教育改革で、仮免許以上の全ての教員免許状を授与するための教育を、すべての大学・短期大学などで実施できるようになったこと（いわゆる「開放制」

の導入)に伴う制度のことであり、教員養成のカリキュラムなどが教育職員免許法の定める諸条件(配当科目・教員配置・教育実習関連事項等)に照らして、その大学の教員養成課程が適切であるかを審査することである。

本学では再課程認定に向けて、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合によって各科目に含めることが細分化し、担当教員の確保が大変である。また、その教員採用での「教育研究業績書」には「教育方法の実践例」・「作成した教科書・教材」・「教育上の能力に関する大学等の評価」・「実務の経験を有する者についての特記事項」の詳細な記載と審査があり、特に「著書、学術論文等の名称」の記載が厳しく、適任者の新規採用に苦慮しているのが実情である。

(2) 第2期教育振興基本計画

2013年6月に閣議決定した「第2期教育振興基本計画」は、世界全体が急速に変化する中、人口減少などの諸問題を抱えるわが国はきわめて危機的な状況にあること、そして、これまでの物質的な豊かさを目標にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけている等を踏まえて作成された。

「創造」・「自立」・「協働」の3つの理念の下、「社会を生き抜く力の育成」等の4つの基本的方向性、「自ら学び、考え、行動する力」等の8つの成果目標、「確かな学力を身につけさせるための教育内容・方法の充実」等の30の基本施策が示された。

(3) ICTの活用

上記の基本計画の基本施策1に「ICTの活用等による新たな学びの推進」、基本施策2に「ITCの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進」、基本施策3に「教材等の教育環境の充実」が示されている。

従来の講義形式から生徒・学生の能動的な学びへと転換が求められる中、自らの思考の再現や情報の共有が求められる。普通教室のICT環境整備を電子黒板とタブレットの導入により、生徒・学生の思考を可視化して積極的な意見交換により、円滑な協働学習空間を構築出来るであろう。

2020年度よりタブレット末端等を使用する「デジタル教科書」が使用される

予定で、電子黒板との連携が可能になる。これまでの教師が教え込む授業から、児童生徒が自ら学ぶ授業への転換になり、「反転授業」の導入もやりやすくなる。

本学では、来年度から「教科教育法」の授業で電子教科書とタブレットの試行を計画しているが、ICTはあくまでも手段に過ぎない。重要なことは、どのような授業を目指すかである。教員も指導力を高めねばならない。養成や研修も大切ではあるが、「学び続ける」教員として試される時である。

(4) 検討すべき課題

- 1：グローバル化とは何か
- 2：道徳教育のその後
- 3：「国旗」・「国歌」のその後
- 4：生徒・学生の貧困の格差
- 5：奨学金制度の今後
- 6：専門職大学の創設
- 7：大学新テストの導入
- 8：その他

あとがき

筆者は、実務経験のある教員として大学の教職課程の専任教員として赴任してか5年目になる。それ以前は、学園中高社会科に在籍しながら非常勤講師として、10年ほど「教科教育法」や「教育実習」を担当していた。そのために、大局的な教育制度については不勉強のままで過ごしてきた。

今年度、関私教協の当番校と部会の世話人となり、大変なプレッシャーであったが、これを機会に文科省による日本の教育制度の変遷を勉強することができ、自分の不勉強を痛感した。まだまだ認識不足や理解不足が多いですが、これからも学び続ける機会になりました。

最後に、貴重なご意見・ご助言を頂きました鈴木事務局長をはじめとする「関

私教協」や「各部会」の皆様には厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 今野喜清 他編 (2007年)：「学校教育辞典」、教育出版
- 佐藤弘毅 (2013年)：「教員養成の改革と充実」：「新教職教育講座」シンポジウム資料、協同出版
- 徳田光治 (2013年)：「教職課程の現状と課題」、成城大学学婦通教育論集第6号、成城大学共通教育研究センター
- 林 泰成 編 (2014年)：「教員養成を哲学する」、東信堂
- 市村幸彦 (2014年)：「大学における教員養成教育の在り方と教員養成系大学・学部に係わるミッションの再定義」、協同出版セミナー基調講演資料、協同出版
- 池田貴城 (2014年)：「教員の資質向上に向けて」、協同出版セミナー講演資料、文科省
- 秋田喜代美 編著 (2015年)：「新しい時代の教職入門」、有斐閣
- 森田真樹 (2015年)：「現代の教員養成改革と私立大学における教員養成」、大学時報6月号
- 河野清和 編著 (2015年)：「現代教育の制度と行政」、福村出版
- 文部科学省 (2016年)：ホーム・ページ www.met.go.jp 「組織図・各局の紹介」・「審議会別・諮問、答申等一覧」
- 協同出版 編 (2016年)：「現行 学習指導要領 出題の歴史」、教職課程11月号、協同出版
- その他「教育新聞」・「朝日新聞」・「読売新聞」・「東京新聞」を参照